

# 付属資料

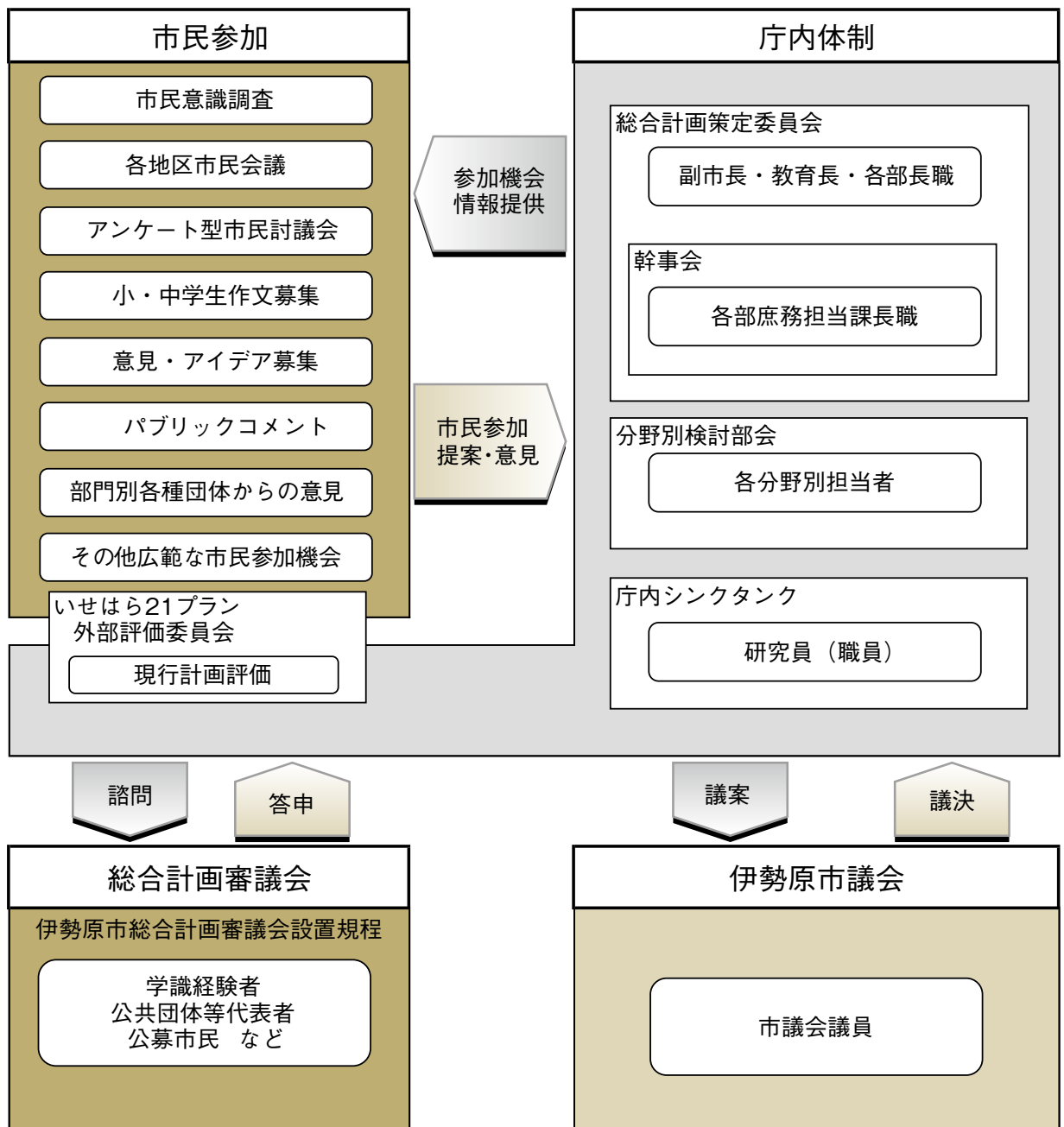
The background features a light beige gradient with several overlapping circles of varying sizes and opacities. Some circles are solid white, while others are semi-transparent white, creating a layered effect. The text '付属資料' is centered in a bold, dark brown font.



# 1 策定体制

第5次総合計画の策定にあたっては、市民と行政が力を合わせ、総合的かつ計画的なまちづくりが実現できるよう、積極的な市民参加のもと、全職員の英知を結集し、策定作業を進めました。

## (1) 策定体制



## (2) 全体の策定経過

年度	実施時期	実施内容等
平成21年度		
	平成22年1月	まちづくり市民意識調査
平成22年度		
	平成22年7月～8月	小・中学生まちづくり作文募集
	平成22年7月	計画策定基礎調査委託(人口推計)
	平成22年12月～2月	いせはら21プラン後期基本計画施策内部評価実施
	平成23年1月	広報いせはら特集号『新しい総合計画の策定が始まります』
	平成23年1月～2月	まちづくり意見・アイデア募集
	平成23年2月	各地区市民会議(第1回)
	平成23年2月～4月	いせはら21プラン後期基本計画施策外部評価実施
	平成23年3月	アンケート型市民討議会
平成23年度		
	平成23年7月	伊勢原市総合計画策定委員会設置
	平成23年7月	第1回策定委員会開催
	平成23年7月	(仮称)伊勢原市第5次総合計画策定方針 示達
	平成23年8月	各部事業立案シート作成・ヒアリング実施
	平成23年11月	第2回策定委員会開催
	平成23年12月	第3回策定委員会開催
	平成23年12月	総合計画審議会設置・第1回総合計画審議会開催
	平成23年12月	(仮称)伊勢原市第5次総合計画(案) 諮問
	平成24年1月	第4回策定委員会開催
	平成24年1月	第2回総合計画審議会開催
	平成24年2月	第3回総合計画審議会開催
	平成24年3月	第5回策定委員会開催
	平成24年3月	第4回総合計画審議会開催
平成24年度		
	平成24年4月	いせはら21プラン後期基本計画成果・検証報告書
	平成24年4月	第6回策定委員会開催
	平成24年5月	第7回策定委員会開催
	平成24年5月	(仮称)伊勢原市第5次総合計画基本構想骨子案 公表
	平成24年5月	広報いせはら特集号『いせはらの未来へ届ける力』
	平成24年5月	市議会で新総合計画研究会を設置
	平成24年5月～6月	基本構想骨子案パブリックコメント実施

年度	実施時期	実施内容等
	平成24年 5月	各地区市民会議(第2回)
	平成24年 5月～6月	市内各団体等意見募集
	平成24年 6月	市長と語ろう!タウンミーティング
	平成24年 7月	第8回策定委員会開催
	平成24年 7月	第5回総合計画審議会開催
	平成24年 7月～8月	各部事業立案シート作成・ヒアリング実施
	平成24年 8月	第9回策定委員会開催
	平成24年 8月	第6回総合計画審議会開催
	平成24年 8月	第7回総合計画審議会開催
	平成24年 9月	第10回策定委員会開催
	平成24年 9月	第8回総合計画審議会開催
	平成25年 1月～2月	市長政策と調整による見直し・ヒアリング実施
	平成25年 2月	第11回策定委員会開催
	平成25年 2月	第12回策定委員会開催
	平成25年 2月	第9回総合計画審議会開催
	平成25年 3月	市議会が第5次伊勢原市総合計画特別委員会を設置
	平成25年 3月	第13回策定委員会開催
	平成25年 3月	第10回総合計画審議会開催
	平成25年 3月	総合計画(案)公表
平成25年度		
	平成25年 4月～5月	総合計画(案)パブリックコメント実施
	平成25年 4月	各地区市民会議(第3回)
	平成25年 5月	第14回策定委員会開催
	平成25年 5月	第11回総合計画審議会開催
	平成25年 5月	伊勢原市第5次総合計画案 答申
	平成25年 7月	伊勢原市第5次総合計画基本構想 議決
	平成25年 7月	第15回策定委員会開催
	平成25年 8月	第16回策定委員会開催
	平成25年 9月	第17回策定委員会開催

## 2 市民参加

総合計画の策定の各段階において、市と市民のパートナーシップを基本とし広範な市民の意見や提案を計画に反映するため、多様な市民参加・市民参画を実施しました。

### (1) 計画策定初段階における市民参加

#### まちづくり 市民意識調査

第4次の総合計画である「いせはら21プラン」の各施策分野における市民満足度、重要度、関心度を確認し、各施策分野の課題を抽出しました。

- 対 象 無作為抽出による市内に居住する18歳以上の市民  
4,000人
- 調査方法 郵送によるアンケート調査
- 実施時期 平成22年1月15日～1月29日
- 回収状況 回収数 1,901件、回収率 47.5%

#### 小・中学生 まちづくり作文

「大好きなまちいせはら」「いせはらの未来」をテーマに、児童・生徒の皆さんから、伊勢原のまちづくりに関する作文を募集しました。

- 対 象 市内小学校5・6年生及び市内中学校全学年
  - 実施時期 平成22年7月～8月
  - 応募者数
- |            |        |
|------------|--------|
| 市内小学校5・6年生 | 437件   |
| 市内中学校全学年   | 662件   |
| 合 計        | 1,099件 |
- 応募状況 1,099件

#### まちづくり 意見・アイデア

高校生以上などの若い世代の皆さんから、ホームページなどを活用し、まちづくりの意見やアイデアを募集しました。

- 対 象 市内在住・在学・在勤の高校生以上の方
- 実施時期 平成23年1月～2月
- 応募状況 8件

## アンケート型 市民討議会



会場の様子

市の現状などの説明の後に「もっと元気なせはらへ」をテーマに、グループ討議を行い、伊勢原市の活性化に関するアンケートを実施しました。

- 参加者 無作為抽出による市内に居住する18歳以上の市民1,000人に参加を依頼  
28名から参加申し込みがあり、当日は20名で実施
- 実施方法 ①市政の現状などについて市から情報提供  
②3グループに分かれグループ討議・討議内容の発表  
③討議前、討議後のアンケート実施
- 実施時期 平成23年3月26日

## 第1回 各地区市民会議



比々多会場の様子

自治会連合会との共催により、市内7地区において市民会議を実施し、地域の課題や将来について、意見交換を行いました。

- 対象 市民〔自治会回覧及び広報などによりお知らせ〕
- 実施時期 平成23年2月2日～12日
- 会場 市内7地区の公民館、コミュニティセンターなど

## 計画策定初段階における意見数等

	参加者数等	意見数等
まちづくり市民意識調査	1,901人	3,831件
小・中学生まちづくり作文	1,099人	2,724件
まちづくりアイデア・意見	8人	9件
アンケート型市民討議会	3グループ20人	10件
各地区市民会議(第1回)	186人	155件
合計	3,214人	6,729件

## (2) 計画策定過程における市民参加 [基本構想骨子案]

### 第2回 各地区市民会議

自治会連合会との共催により、市内7地区において市民会議を実施し、基本構想骨子案について意見交換を行いました。

- 対 象 市民 [自治会回覧及び広報などによりお知らせ]
- 実施時期 平成24年5月21日～31日
- 会 場 市内7地区の公民館、コミュニティセンターなど



伊勢原北会場の様子

### 市長と語ろう タウンミーティング

市長と直接対話するタウンミーティングを休日の日中に開催し、様々な世代の市民と基本構想骨子案について、意見交換を行いました。

- 対 象 市民 [広報いせはらなどでお知らせ]
- 実施時期 平成24年6月3日
- 会 場 中央公民館1階展示ホール



会場の様子



## 基本構想骨子案 パブリックコメント



パブリックコメント制度に基づき、インターネットや各地区公民館などにおいて、基本構想骨子案を公表し、広く意見や提案をいただきました。

- 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、直接担当へ提出
- 実施時期 平成24年5月9日～6月8日
- 意見数 13名、61項目

広報いせはら  
「新総合計画特集号」

## 基本構想骨子案 各団体等意見

市内における各分野の関係団体等を対象に、基本構想骨子案について資料を提供し、意見や提案を募集しました。

- 実施時期 平成24年5月9日～6月8日
- 意見数 5団体、28項目

### 計画策定過程(基本構想骨子案)における意見数等

	参加者数等	意見数等
各地区市民会議(第2回)	210人	132件
タウンミーティング	182人	50件
パブリックコメント	13人	61件
各団体等意見	5団体	28件
合計	410人	271件

### (3) 計画決定段階における市民参加

#### 第3回 各地区市民会議

自治会連合会との共催により、市内7地区において市民会議を実施し、基本構想(案)及び前期基本計画(案)について、意見交換を行いました。

- 対 象 市民 [自治会回覧及び広報などによりお知らせ]
- 実施時期 平成25年4月16日～26日
- 会 場 市内7地区の公民館、コミュニティセンターなど



大山会場の様子

#### 総合計画案 パブリックコメント

パブリックコメント制度に基づき、インターネットや各地区公民館などにおいて、基本構想(案)と前期基本計画(案)を公表し、広く意見や提案をいただきました。

- 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、または直接担当へ提出
- 実施時期 平成25年4月3日～5月2日
- 意見数 4名、16項目

#### 計画決定段階における意見数等

	参加者数等	意見数等
各地区市民会議(第3回)	216人	88件
パブリックコメント	4人	16件
合 計	220人	104件

## 3 総合計画審議会

伊勢原市総合計画審議会は、学識経験者、市内の公共的団体などからの選出者及び公募市民などで組織し、市長の諮問に応じて、伊勢原市総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う附属機関です。

### (1) 伊勢原市総合計画審議会

#### ○伊勢原市総合計画審議会設置規則

昭和41年8月1日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢原市附属機関に関する条例(昭和41年伊勢原市条例第5号)第3条の規定により伊勢原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じて伊勢原市総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うこと。
- (2) 伊勢原市総合計画の進行管理に関し必要な調査及び審議を行うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体等の役員
- (3) 伊勢原市附属機関等の委員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事務にかかわる事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が審議会に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会は、部会長が招集し、議長となる。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月1日規則第6号)

この規則は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月12日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年5月1日から適用する。

この訓令は、平成20年12月22日から施行する。

## (2) 伊勢原市総合計画審議会委員

伊勢原市総合計画審議会委員は、平成23年12月19日に市長から委嘱しました。任期は委嘱の日から2年間です。

(敬称略)			
	所属団体等 <small>(※1)</small>	氏名	備考
1	伊勢原市農業委員会 伊勢原市都市計画審議会	古谷 邦久	会 長
2	伊勢原市青少年育成審議会	白鳥 稔	職務代理
3	学校法人産業能率大学	荒木 淳子	
4	公募による市民	出縄 幹雄	
5	伊勢原市社会福祉協議会	岩崎 勲	
6	伊勢原市商工会	柏木 清	第1回～第4回
		東井 克夫	第5回～第11回
7	伊勢原市自治会連合会	柏木 勇美	第1回～第4回
		宮川 進	第5回～第11回
8	伊勢原市消防団	加藤 重治	
9	学校法人東海大学	川崎 一泰	
10	神奈川県湘南地域県政総合センター	北村 明	第1回～第4回
		山田 直子	第5回～第10回
		佐藤 清	第11回
11	教育委員会	菅原 順子	
12	公募による市民	杉浦 正規	
13	伊勢原市医師会	須藤 宣弘	
14	公募による市民	土屋 美幸	
15	伊勢原市下水道運営審議会	中本 至	
16	特定非営利活動法人 苺の会	原 眞子	
17	伊勢原市防犯協会	古山 正邦	
18	特定非営利活動法人 風・波デザイン 新潟大学災害・復興科学研究所	宮崎 道名	
19	伊勢原市農業協同組合	山田 信昭	
20	伊勢原市子育てサポーター連絡会	吉種 恵子	

※1：所属団体等は、総合計画審議会委員を委嘱した時の所属団体等を記載しています。

### (3) 諮問書

伊 企 調 第 5 3 号  
平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日

伊勢原市総合計画審議会会長 殿

伊勢原市長 長 塚 幾 子

(仮称)伊勢原市第 5 次総合計画について(諮問)

伊勢原市附属機関に関する条例(昭和 4 1 年条例第 5 号)第 2 条の規定に基づき、(仮称)伊勢原市第 5 次総合計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

### (4) 答申書

平成 2 5 年 5 月 2 1 日

伊勢原市長 高 山 松太郎 様

伊勢原市総合計画審議会  
会 長 古 谷 邦 久

(仮称)伊勢原市第 5 次総合計画について(答申)

平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日付け伊企調第 5 3 号をもって諮問があった(仮称)伊勢原市第 5 次総合計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

## 1 はじめに

伊勢原市は、市制施行以来40年が経過し、第5次総合計画の期間には市制施行50周年になるなど、まちとしての成熟期を迎えることとなります。

今後の伊勢原市を展望したとき、人口の減少や少子高齢社会の進展、広域幹線道路の整備など、大きな社会環境の変化に伴う課題への対応が、引き続き必要であります。また、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の改善に向け、早期に対応を図っていくことも重要であると考えます。

このような中、伊勢原市が今後も発展していくためには、これらの課題にしっかりと対応するとともに、こうした社会環境の変化をチャンスとして捉え、計画的なまちづくりを着実に実現していくことが重要です。本審議会は、平成23年12月19日に発足以来、こうした基本認識にたち、11回にわたって審議会を開催し、伊勢原市第5次総合計画基本構想案及び前期基本計画案(以下「総合計画案」という。)について審議を進めてきました。

## 2 審議の結果

諮問された総合計画案は、策定初期段階における様々な市民参加により地域の課題や市民ニーズを把握するとともに、現行計画である「いせはら21プラン」の検証、今後想定される社会環境変化を踏まえたものとされています。

また、計画策定段階においても、総合計画案について、地区市民会議やパブリックコメントなどの重層的な市民参加を図り、市民の考えや想いが反映された総合計画案となっていることは十分に認識することができます。

このような総合計画案について、本審議会においても、市民参加による多くの意見や提案を参考としながら、専門的見地を踏まえるなど、可能な限り多様な視点により審議を重ねてきた結果、当該総合計画案は、当審議会の意見が反映された適切かつ妥当なものであると判断することができます。

なお、伊勢原市の更なる発展を願い、総合計画の着実な推進に向けて、次のとおり意見を付すものといたします。

## 3 総合計画の推進に向けた意見

今後も先人が築き上げた「ふるさと伊勢原」を守り、次世代に引き継いでいくためには、伊勢原市の個性や特性を、引き続き最大限に生かしていかなければなりません。

そして、更に新しい「ふるさと伊勢原」を築きあげるといふ、基本的な認識の下に、暮らし力、安心力、活力、都市力、自治力の5つの力が連携しながら、「未来へ届ける力」を創造し、将来都市像の実現を図っていくという考えは、伊勢原市の総合的なまちづくりを効果的に展開していく上で、重要な指針となるものと考えます。

特に、計画の実現に当たって、行政だけではなく、市民や地域、団体や事業者など、多様な主体の「支え合い」「つながり」により、未来へ届ける力を展開していくことが必要です。こうした力は、これからの様々な社会環境の変化に対応したまちづくりを進めていく上で、大変有意義な視点であり、このような考えによるまちづくりを着実に推進していくため、更に次の点について留意されるよう希望します。

- (1) 個別施策や事業は、1つの分野のみではなく、他の分野のものと連携して取り組むことで、より効果が得られるものがある。まちづくりを大きな視点で捉え、施策や事業の連携により展開を図られたい。
- (2) 新しい事業を具体化するにあたっては、現行の計画における課題をしっかりと検証、分析し、目標達成に向けて効果をもたらす工夫や改善を図られたい。



- (3) 厳しい財政状況下においてまちづくりを進めるため、施策の推進に当たっては、投資効果を踏まえた、事業の重点化や選択を図られたい。
- (4) 総合計画で位置付けられたまちづくりを着実に実施するため、財源確保にしっかり取り組まれたい。

#### 4 おわりに

本審議会における答申は、これまで議論を重ねてきた250件を超える意見等を踏まえ、伊勢原市の更なる発展を願いとめたものです。計画の実施に当たっては、的確な進行管理を行い、効果的かつ効率的なまちづくりの実現が図られることを望むものです。

なお、ここに答申としてまとめる上で、背景となりました「主な意見」を、別紙のとおり添付いたします。

#### 別紙

##### 総合計画審議会におけるこれまでの主な意見

#### (1) 基本構想

##### ① 将来都市像について

- ・ 将来都市像は、伊勢原市がめざすまちの姿を示し、長期のまちづくりの方向を端的に現すものであり、誰にもわかりやすく、親しみやすいものとされたい。
- ・ 伊勢原市の特徴である自然や文化などにより伊勢原らしさを表現し、伊勢原市の魅力を内外に効果的に発信できるものとされたい。
- ・ 将来のまちの姿を実現していく主体を明確にするとともに、単にまちづくりの手段に止まらず、まちづくりがめざす目標となるものとされたい。
- ・ 将来都市像は、その実現に向けて展開する、暮らし力、安心力、活力、都市力、自治力の未来へ届ける5つの力により、めざすまちの姿へと結びつくものとされたい。

##### ② 基本政策及び施策展開の方向について

- ・ 人口減少は、まちの活力の低下に直結する大きな課題であり、10年後の子どもたちに、自信を持って引き継ぐため、人口を維持、増加させる取組を総合的に推進されたい。
- ・ 年少人口が減少し、高齢人口は増加していくことが見込まれることを踏まえ、スマートでコンパクトなまちづくりの必要性に配慮されたい。
- ・ まちの活力を向上させるために、交流人口の増加により、まちの賑わいをもたらす視点も重要であり、訪ねてみたいと思える施策を推進されたい。
- ・ まちの持続的な発展を考え、少子化対策を継続していくことが大切であり、子どもを安心して産み、安心して育てることができる施策の充実を図られたい。
- ・ 総合計画は総花的な印象があり、メッセージが伝わり難いところがある。施策の展開にあたっては、取り組みに強弱をつけるなど、まちづくりの方向性を明確にされたい。
- ・ 市民、地域、行政などが連携、協力し、まちづくりを進めていくため、まちづくりの指針である総合計画の文章は、簡素で誰にもわかりやすい表現に配慮されたい。

##### ③ 土地利用構想について

- ・ 土地利用構想は、基本方針、土地利用別及び地域特性別の土地利用の方向を詳細に表すものとし、土地利用に係る個別計画との整合を図られたい。

- ・伊勢原市の地形条件や自然環境に応じた「やま」「おか」「まち」「さと」の地域特性別土地利用の方向を示すとともに、計画推進にあたっては、地域間のネットワークについて具体的な対策を講じていくものとされたい。
- ・伊勢原市が、自立した都市として持続的に発展を続けるため、豊かな自然環境を守るとともに、広域幹線道路のインパクトを生かし、新たな産業基盤の確保を積極的に進められたい。
- ・農業の新たな担い手の確保や、農業基盤の整備など、伊勢原市の農業を維持する優良な農地の保全に取り組んでももらいたい。

## (2) 基本計画

### ① 全体

- ・基本構想が示す基本政策や施策展開の方向のまとめにあたっては、各分野における現状や課題を整理するとともに、計画期間の5年間における目標とする状態を明確にするものとされたい。
- ・5つの力すべてにおいて、行政だけではなく、市民や地域も担っていける計画としていく視点に留意されたい。
- ・基本計画における指標の設定は、施策を構成する取組の総合的な成果を押し量るものであると同時に、目標達成に向け、どのような方向で進めるかといった方向感を示すことが大事な役割であることから、意欲的かつ積極的な姿勢を示す指標の設定に留意されたい。

### ② 暮らし力

- ・高齢社会に対応する就労やボランティアの場の確保、趣味・教養活動の機会充実など、高齢者の社会参加に向けた取組を推進されたい。
- ・人口減少に対応するため、伊勢原市が、安心して働きながら子育てができるまちであることを、市内外に積極的に発信されたい。
- ・子どもたちが自ら考え、積極的に行動できるなど、子どもたちの自立を支援するため、地域みんなで応援する取組を推進されたい。
- ・豊かな文化や歴史資源を保存・継承していくため、伊勢原市の歴史などについて効果的な情報発信や啓発活動の充実を図られたい。

### ③ 安心力

- ・大地震などの大きな災害における生活用品の備蓄の重要性に鑑み、公的な備蓄のほか、家庭での備蓄についての啓発を強化されたい。
- ・大規模災害時には、伊勢原市のみでの危機対応では十分な対応が図れないことが見込まれるため、他の自治体と防災協定を締結するなど、広域的な連携の充実を図られたい。
- ・震災など予期せぬ事態が発生した場合でも、行政サービスの提供を維持する必要があることから、災害発生時に行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を構築するための「業務継続計画」の策定を推進されたい。
- ・迅速で適切な消防活動を行うため、消防団のなり手不足などに対応するなど、地域と密着した消防活動の維持向上に継続的に取り組まれたい。
- ・街頭犯罪の抑止など地域の防犯対策を強化するため、防犯灯の高照度化、防犯カメラの設置を推進されたい。
- ・増加が懸念される児童、高齢者、障害者などへの虐待を未然に防ぐ取組を推進されたい。

### ④ 活力

- ・まちを豊かにしていくため、働く場所の確保など、若い人たちが魅力を感じ、生涯住み続けてもらう取組を推進されたい。



- ・（仮称）伊勢原北インター周辺の整備など新たに雇用を生む、また税収が増える優良企業の誘致の検討を推進されたい。
- ・神奈川県で進めているさがみロボット産業特区を活用し、新たな企業立地など産業施策を積極的に進められたい。
- ・新規企業の誘致のみに限らず、既存企業を存続させるため、操業環境の確保や優遇施策を図るものとされたい。
- ・地域の産業である農林業、商業、工業の連携を効果的に進めるため、地域産業の総合的なビジョンを示し、積極的に推進するものとされたい。
- ・農業従事者の高齢化による担い手不足、鳥獣被害、荒廃農地の拡大などに対応し、農業経営の受委託制度や市外や県外からの新規就農者の確保などの対策を図るものとされたい。
- ・都心などの大消費地へ向け伊勢原市の農産物の流通販売を強化するため、農産物のブランド化や6次産業化などを活用した有効な対策を推進されたい。
- ・県内の新たな観光の核づくり事業を活用し、伊勢原ならではの国際的な観光地をめざす取組を推進されたい。
- ・伊勢原市の玄関口としてふさわしい、伊勢原駅周辺地区の整備を着実に推進されたい。
- ・企業誘致、観光振興を推進するため、伊勢原市の個性、特性などを積極的にアピールし、伊勢原市の知名度の向上を図られたい。

#### ⑤ 都市力

- ・地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に対応するため、二酸化炭素や窒素酸化物などを排出しない、様々なエネルギーの高度利用技術の導入について検討を図られたい。
- ・自然との共生を図るため、低炭素・循環型社会の構築とともに、電気使用量の大幅な抑制など、伊勢原市の経済活動に大きな影響を与えない取組を優先して推進されたい。
- ・良好な自然環境の保全に向けて、河川の水質を改善することは必要であるが、水質が良好な河川を維持することも大切であり、伊勢原市の河川のきれいさを観光資源、産業資源などとして更にアピールされたい。
- ・生活環境美化の取組として、駅周辺などを中心に、ごみやたばこのポイ捨てなどを規制する取組を推進されたい。

#### ⑥ 自治力

- ・これからのまちづくりは、行政だけではなく、様々な主体に担っていただく必要があるため、市民協働や地域運営などを生み出す、新しい仕組みづくりを検討されたい。
- ・様々なボランティア活動を推進していくため、ポイント制など、ボランティアとして活動することによる魅力づくりの検討を進められたい。
- ・健全で安定した行財政運営は重要であり、健全財政を維持するための数値目標をしっかりと掲げ、行財政運営に取り組まれたい。
- ・伊勢原市の健全財政を推進していくため、経常収支比率や財政調整基金の残高の目標だけではなく、起債残高の減少に向けた対応を図られたい。
- ・安定した財源確保を維持するため、歳入アップと徹底した歳出削減を継続して推進されたい。
- ・市民との情報の共有化を図るため、タイムリーかつわかりやすい情報公開を推進されたい。

## (5) 審議会開催経過

審議会	開催年月日	内 容
[第1回] 審議会	平成23年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 諮問、策定スケジュール</li> <li>■ 策定方針、計画全体の構成イメージ</li> <li>■ 策定に向けた基本認識について</li> </ul>
[第2回] 審議会	平成24年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくりの目標について</li> <li>■ 基本政策と展開目標について [暮らし力の分野、安心力の分野]</li> </ul>
[第3回] 審議会	平成24年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本政策と展開目標について [活力の分野、都市力の分野、自治力の分野]</li> <li>■ 土地利用の考え方について [現状・課題]</li> </ul>
[第4回] 審議会	平成24年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本政策と展開目標の修正結果</li> <li>■ いせはら21プラン後期基本計画成果・検証報告書案</li> <li>■ 土地利用の考え方について</li> <li>■ 基本構想骨子案について</li> </ul>
[第5回] 審議会	平成24年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本構想(案)について</li> <li>■ 土地利用構想(案)について</li> <li>■ 前期基本計画の構成について</li> <li>■ 中期財政計画の構成について</li> </ul>
[第6回] 審議会	平成24年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本構想案について</li> <li>■ 財政フレーム検討資料について</li> <li>■ 基本計画案(暮らし力)について</li> <li>■ 基本計画案(安心力)について</li> </ul>
[第7回] 審議会	平成24年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本計画案(活力)について</li> <li>■ 基本計画案(都市力)について</li> <li>■ 基本計画案(自治力)について</li> </ul>
[第8回] 審議会	平成24年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本計画(修正案)について</li> <li>■ 将来都市像について</li> <li>■ パブリックコメントの実施について</li> </ul>
[第9回] 審議会	平成25年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本構想(修正案)について</li> <li>■ 将来都市像について</li> <li>■ 基本計画(修正案)について</li> </ul>
[第10回] 審議会	平成25年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本構想・基本計画(修正案)について</li> <li>■ パブリックコメントの実施について</li> </ul>
[第11回] 審議会	平成25年5月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民参加等意見への対応結果について</li> <li>■ 基本構想・基本計画(修正案)について</li> </ul>

## 4 庁内の策定経過

市では、様々な市民参加や基礎的な調査を踏まえ、平成24年7月15日に総合計画策定方針を定め、全庁的な策定体制を構築して計画づくりを進めました。

### (1) 庁内会議等の開催経過

年度	月日	会議等		内容等
		部会・幹事会	策定委員会	
平成23年度	7.15		第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 策定方針について</li> <li>■ 今後の策定スケジュールについて</li> </ul>
	11.15		第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 部会等の設置について</li> <li>■ 各部事業提案に基づく体系案について</li> </ul>
	11.15	第1回幹事会		■ 同上
	11.16~ 11.22	第1回部門別会議 [暮らし力・安心力・活力・都市力・自治力]		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後の策定スケジュールについて</li> <li>■ 部門別の体系案について</li> </ul>
	11.21	第1回 土地利用検討部会		■ 土地利用の現状と課題について
	12.12	第2回幹事会		■ 施策体系案の修正について
	12.12	第2回 土地利用検討部会		■ 土地利用方針の構成について
	12.15		第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合計画の全体構成について</li> <li>■ 総合計画審議会の設置、諮問について</li> </ul>
	12.20~ 12.22	第2回部門別会議 [暮らし力・安心力・活力・都市力・自治力]		■ 基本政策と施策目標について
	12.26	第3回 土地利用検討部会		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 将来都市構造について</li> <li>■ 土地利用方針案について</li> </ul>
	1.13	第4回 土地利用検討部会		■ 土地利用方針案について
	1.19	第3回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくり目標と基本政策について</li> <li>■ 将来都市像について</li> </ul>
	1.20	第5回 土地利用検討部会		■ 土地利用方針案について
	1.23		第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくりの目標と基本政策について</li> <li>■ 将来都市像について</li> </ul>
	3.15	第4回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いせはら21プランの成果と検証報告書案</li> <li>■ 基本構想骨子案について</li> </ul>
	3.28		第5回	■ 同上

年度	月日	会議等		内容等
		部会・幹事会	策定委員会	
平成24年度	4.24		第6回	■基本構想骨子案について
	5.14		第7回	■個別施策と事業立案について
	5.15	第1回 財政検討部会		■財政見通しの考え方について
	5.30	財政推計作業		■各課による費目別推計
	6.15	第6回 土地利用検討部会		■土地利用構想・構想図案について
	6.22	第2回 財政検討部会		■中期財政見通しについて
	7.4	第7回 土地利用検討部会		■土地利用構想(案)について
	7.17		第8回	■基本構想(案)について ■前期基本計画の構成について ■中期財政見通しについて
	8.20		第9回	■前期基本計画(素案)について ■中期財政見通しについて
	9.14		第10回	■前期基本計画(案)について ■将来都市像について
	2.1		第11回	■新総合計画施策体系別主な事業について
	2.15		第12回	■基本構想案について ■前期基本計画案について
	3.4	財政推計作業		■各課による費目別推計
	3.26		第13回	■新総合計画(案)について

年度	月日	会議等		内容等
		部会・幹事会	策定委員会	
平成25年度	5.9		第14回	■市民参加等における意見への対応について ■新総合計画について
	7.17		第15回	■中期戦略事業プランの策定について
	8.16		第16回	■中期戦略事業プラン(案)について
	9.19		第17回	■中期戦略事業プランについて

## (2) 総合計画策定

### ○伊勢原市総合計画策定委員会規程

昭和46年7月10日 訓令第3号

(目的及び設置)

第1条 この訓令は、伊勢原市総合計画策定の意義及び必要性に立脚し、計画立案等の総合調整及び合理的推進を図るため、伊勢原市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副市長、教育長及び部長相当職の委員をもって組織する。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長には、企画部長をもって充て、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があるときは、関係委員又は委員以外の者を指定して協議することができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置き、幹事会は課長職の幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事会長を置き、幹事会長は企画部長とする。

3 幹事会長は随時、関係幹事又は幹事以外の者を指定して幹事会を招集し、その議長となり幹事会を掌理する。

(協議事項)

第6条 委員会は、次の事項を協議する。

(1) 基本構想の立案に係る重要事項の調整に関すること。

(2) 基本構想の原案の作成に関すること。

(3) 基本計画・実施計画の立案に係る総合調整に関すること。

(4) 基本計画・実施計画の原案の作成に関すること。

2 幹事会は、次の事項を協議する。

(1) 基本構想の素案の作成に関すること。

(2) 基本計画・実施計画の立案に係る分野間の調整に関すること。

(3) 基本計画・実施計画の素案の作成に関すること。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、企画主管課が処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、昭和46年7月10日から適用する。

附 則(昭和53年4月1日訓令第7号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第4号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月2日訓令第14号)

この訓令は、平成20年12月22日から施行する。

## 5 議会の取組

伊勢原市議会では、総合計画の策定に合わせて、第5次伊勢原市総合計画特別委員会を設置し、様々な角度から調査研究を行いました。

### (1) 調査研究等の経過

年度	月日	会議等	内容等
平成24年度	10.18	10月臨時会	■ 総合計画を議決事件とするため「伊勢原市議会の議決すべき事件に関する条例」(議員提出議案)可決
	3.25	3月定例会	■ 第5次伊勢原市総合計画特別委員会設置議案可決
	3.25	特別委員会	■ 特別委員会の正副委員長の互選について
平成25年度	4.10	特別委員会	■ 計画策定にあたっての基礎的な条件について ■ 基本構想(案)について
	4.15	特別委員会	■ 財政状況の推移と今後の見通しについて ■ 土地利用構想及び前期基本計画(案)について
	4.24	特別委員会	■ 計画策定にあたっての基礎的な条件について ■ 基本構想及び前期基本計画(案)について
	5.1	特別委員会	■ (仮称)伊勢原市第5次総合計画(案)に関する意見提案について
	5.2	意見提案	■ (仮称)伊勢原市第5次総合計画(案)に関する意見提案を市へ提出
	5.15	5月臨時会	■ 特別委員会の中間報告
	7.4	6月定例会	■ 伊勢原市第5次総合計画基本構想可決

## (2) 第5次伊勢原市総合計画特別委員会

### ■ 設置の目的

第5次伊勢原市総合計画特別委員会は、平成25年度から10年間を計画年度として上程が予定されている第5次総合計画が、真に市民のための計画となるよう、市議会として集中的に審議することを目的とする。

### ■ 付議する事件及び設置期間

付議事件 第5次伊勢原市総合計画の策定について

設置期間 平成25年3月25日(3月定例会最終日)から審査終了時まで

### ■ 特別委員会の取組

本特別委員会は、平成24年5月から議員任意で調査活動を行っている新総合計画研究会を引き継ぎ、より住みよい伊勢原市のまちづくりを目指す計画となるよう、調査研究及び審査に努める。

### ■ 委員一覧(10名)

委員長	中台 和子
副委員長	小山 博正
委員	相馬 欣行
	土山 由美子
	瀬戸 洋四郎
	前澤 良二
	笠原 国昭
	前田 秀資
	石川 節治
	山田 昌紀